呉市電子契約実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は，契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し，電子署名を行うことにより締結する建設工事等（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事並びに測量及び工事に関する設計，調査その他建設コンサルタント等業務をいう。以下同じ。）の契約（以下「電子契約」という。）の実施について，法令及び他の要綱等に定めるもののほか，必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子契約システム　建設工事等の電子契約並びに契約図書及び様式等（以下「契約図書等」という。）の保管・保存を行うシステムをいう。

(2) 電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名をいう。

(3) 契約図書　電子契約により作成する契約書（契約約款等を含む。以下同じ。）をいう。

(4) 様式等　契約約款等に基づく受発注者間で授受される書類等をいう。

(5) 契約合意情報　電子契約システムから出力する契約日，受発注者名，契約合意状況が記載された帳票をいう。

（電子契約の対象）

第３条　電子契約は，建設工事等に係る契約（随意契約を除く。）のうち，市長が適当と認めるもの（以下「電子契約対象案件」という。）について行う。ただし，契約の相手方が電子契約システムの利用について承諾しないものを除く。

２　電子契約対象案件については，入札公告又は指名通知の際に，その旨を明示する。なお，原則として，電子入札を行う建設工事等は，電子契約対象案件とする。

３　第１項ただし書の規定により相手方が承諾しないもの及び，第１２条又は第１３条の規定により紙契約へ移行した契約は，以後，契約に変更があった場合は紙契約とする。

（電子契約システム利用時の認証）

第４条　電子契約システムの利用にあたっては，ＩＤとパスワードにより認証を行う。

（電子契約システム利用の承諾）

第５条　契約の相手方は，電子契約を希望する場合は，電子契約意向確認書（様式第１号又は第２号）（以下「意向確認書」という。）を，落札決定の日の翌日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日，１月３日，４月３０日から５月２日まで及び１２月２９日から３１日までに当たるときは，その翌開庁日）までに，提出するものとする。

（契約の締結）

第６条　意向確認書により契約の相手方が電子契約を希望した場合は，次のとおり契約を締結する。

(1) 市長は，案件の概要等を電子契約システムに登録し，契約の相手方に契約に必要な書類の提出を依頼する。

(2) 契約の相手方は，契約保証金の納付に係る書類，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る書類等，契約に必要な書類を電子契約システムにアップロードする等の方法により提出する。

(3) 市長は，前号により提出された書類を受領し，内容を確認の後，契約図書を電子契約システムにアップロードし，契約の相手方に電子署名を依頼する。

(4) 契約の相手方は，アップロードされた契約図書の内容を確認し，電子署名を行う。

(5) 市長は，契約の相手方の電子署名を確認し，電子署名を行う。

（契約図書の誤謬訂正）

第７条　電子署名後に誤字や脱字が判明するなど，契約図書の誤謬訂正が必要な場合は，書面により覚書を作成し，市長と契約の相手方の双方で記名押印する。

（契約締結後の書類の授受）

第８条　契約締結後に授受する様式等のうち市長が指定したものについては，電子契約システムにアップロードするものとする。

（契約履行完了後の処理）

第９条　契約の履行が完了したときは，市長及び契約の相手方の双方で電子契約システムの履行完了処理を行うものとする。

（契約図書等の保管）

第１０条　電子契約における契約図書の正本は，電子契約システムに保管される契約図書とする。

２　契約図書の他，電子契約システムにおいて授受した書類は，電子契約システムにおいて，契約期間の終了日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日を起算日とし，１０年間保管する。

（書類提出に係る留意事項）

第１１条　契約の相手方は，次の各号に掲げた事項に留意して適正な契約図書等を提出しなければならない。

(1) 契約図書等への電子署名は，電子契約システムにアップロードされた契約図書等の内容を確認の上行うこと。

(2) 呉市契約規則，呉市建設工事執行規則及び契約約款等で定められた期限までに手続等を完了すること。

（契約の相手方側のサービス障害時の対応方針）

第１２条　天災，電力会社の原因による広域的・地域的な停電，通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害，その他やむを得ない事情により，契約の相手方が電子契約システムによる契約が出来ないことが判明した場合は，紙契約への移行等の措置を講じるものとする。なお，紙契約への移行等の措置を講じる場合は，必要な事項をホームページ，電子契約シス

テム，電子メール，電話，ＦＡＸ等のいずれかの方法により契約の相手方に連絡するものとする。

（呉市側のサービス障害時の対応方針）

第１３条　呉市側のネットワークなどに障害が発生し，契約手続き等を行うことができない場合は，その原因，復旧見込み等を調査検討して，紙契約への移行などの措置を講じるものとする。この場合，電子契約システム以外のいずれかの方法（電子メール，電話，ＦＡＸ等）により契約の相手方に必要な事項を連絡するものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか，電子契約の実施に当たって必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要領は，令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日前に行った呉市契約規則第４条の規定による公告又は同規則第２５条第２項の規定による通知に係る契約については，なお従前の例による。

様式第１号（第５条関係）

電子契約意向確認書

年　月　日

呉　市　長　様

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて，電子契約を希望します。

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　この様式の提出により，建設工事等の広島県電子契約サービス利用者基本規約に同意したものとします。
また，建設工事請負契約の場合は，建設業法第１９条第１項及び第２項の規定による書面の交付に代え，電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

１　契約保証金の納付方法（※ 契約保証を要する場合のみ）

	契約保証金（現金）の納付
	金融機関の保証
	保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
	公共工事履行保証証券による保証
	履行保証保険契約の締結
	その他（　　）

※　契約保証を要する場合は，選択する納付方法の欄に〇を記入してください。

２　契約締結希望日
令和　年　月　日

※ 落札決定から７日（土日祝日及び 12/29～1/3，4/30～5/2 を除く。初日参入。以下同じ。）以内の日付でご記入ください。
※ 空欄の場合、落札決定から７日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

３　電子署名承認用メールアドレス
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第５条関係）

電子契約意向確認書（ＪＶ用）

年　月　日

呉　市　長　様

共同企業体名
（代表者）住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

（構成員）住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

（構成員）住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて，電子契約を希望します。

工事（業務）名：

※　この様式の提出により，建設工事等の広島県電子契約サービス利用者基本規約に同意したものとします。
また，建設工事請負契約の場合は，建設業法第１９条第１項及び第２項の規定による書面の交付に代え，電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

１　契約保証金の納付方法（※ 契約保証を要する場合のみ）

	契約保証金（現金）の納付
	金融機関の保証
	保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
	公共工事履行保証証券による保証
	履行保証保険契約の締結
	その他（　　）

※　契約保証を要する場合は，選択する納付方法の欄に〇を記入してください。

２　契約締結希望日
令和　年　月　日

※ 落札決定から７日（土日祝日及び 12/29～1/3，4/30～5/2 を除く。初日参入。以下同じ。）以内の日付でご記入ください。
※ 空欄の場合、落札決定から７日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

３　電子署名承認用メールアドレス

代表者	@
構成員①	@
構成員②	@

※　電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎　ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ（電子署名の依頼等）は，資格審査システムに登録されたメールアドレス（契約締結を行う営業所等のメールアドレス）に送付させていただきます。

※提出先　呉市財務部契約課　メール：keiyaku@city.kure.lg.jp　　ＦＡＸ：(0823)32-6978